



赤い羽根
福祉基金

赤い羽根福祉基金「盛和塾 就職活動応援助成」 FAQ

〇対象要件について

Q1)児童養護施設には、高校在学中から卒業時までのわずかな期間在籍しただけなのですが、対象になりますか。

⇒施設の在籍期間は問いません。

Q2)就職活動を開始する時点で、自宅で親と同居しているのですが、対象になりますか。

⇒家庭復帰しても、保護者の疾患等により、支援を受けられない状態で生活している（自ら生計を立てているとみなされる）場合等は対象に含まれますので、申請者による推薦コメントに理由を記載してください。ただし、審査の結果対象とならないこともあります。

Q3)高校卒業時は児童自立生活援助事業所Ⅰ型（以下、「自立援助ホーム」という。）に在籍しており、現在は自活していますが、対象になりますか。

⇒対象となります。

Q4)高校卒業時は里親家庭におり、現在は自活していますが、対象になりますか。

⇒「盛和塾 社会人定着応援プログラム」委員会による審査の結果、児童養護施設または自立援助ホームへの在籍経験がある場合は対象となる場合もありますので、申請者による推薦コメントに里親家庭へ措置された経緯を記載してください。ただし、児童養護施設または自立援助ホームへの在籍経験がない場合は対象としておりません。

Q5)高校2年生まで児童養護施設に在籍し、その後自宅に戻って親と同居しつつ専門学校に進学しましたが対象となりますか。

⇒原則として、高等学校卒業時に児童養護施設または自立援助ホームに在籍していたことが要件となりますので、申し訳ありませんが本助成では対象としておりません。

Q6)大学進学後、現在も措置延長により施設に在籍していますが、対象になりますか。

⇒申し訳ありませんが、本助成では施設在籍者は対象としておりません。

なお、措置延長後、在学中に措置解除となり、施設を離れて自らの生計を立てている場合は対象となります。

Q7)高校卒業時に母子生活支援施設に在籍していましたが対象になりますか。

⇒申し訳ありませんが、本助成は、児童養護施設または自立援助ホームに在籍していた方に限らせていただいております。

Q8)大学を退学して就職活動を実施しようとしているのですが、対象になりますか。

⇒当応援助成では「在学中であること」を条件としておりますため、対象としておりません。

Q9)この助成で対象としている専門学校とは何をさしますか。また対象とならない各種学校とは何をさしますか。

⇒専門学校

高等学校卒業程度以上の者が入学対象となる、修業年限 1 年以上の学校をさし、専門課程をおく専修学校。「専門学校」と称する学校はこれに含まれます。

例) 医療分野(看護、歯科衛生等)、教育・社会福祉分野(保育、介護等)、衛生分野(調理、美容等)、商業分野(簿記、観光等)、農業分野(園芸、畜産等)、服飾・家政分野(ファッション、スタイリスト等)、文化・教養関係分野(デザイン、音楽等)、工業分野(情報処理、マルチメディア等)など多分野にわたる学科があり、全国で約 2,800 校あります。

⇒各種学校

学校教育に類する教育を行うもので、入学資格の条件がない、あるいは中学校卒業程度以上の者が入学対象となる教育施設をさします。

例) 自動車教習所、洋裁学校、理容学校、服飾学校、予備校など教育する施設として設置されています。

○就職活動に関する要件

Q10)大学 3 年生から就職活動を開始する予定なのですが、対象となりますか。

⇒就職活動を行うための費用として応募されるのであれば、対象となります。

なお、大学、短期大学、専門学校いずれの場合でも、最終学年の前の学年および最終学年が当応援助成の対象となります。ただし、この助成を受けられるのは一人一回のみとなりますのでご了承ください。

Q11) 大学院に在籍中ですが、対象になりますか

⇒過去に本助成を受けていなければ対象となります。

Q12) 対象となる費用は例示されているものだけですか。運転免許の取得は対象となりますか。

⇒就職に必要な費目であれば対象となります。その他対象となるかわからない場合は、それが必要な理由を添えて事務局までお問い合わせください。

○助成結果と報告について

Q13) 助成金の振込口座を施設、団体口座宛とすることはできますか。

⇒2025 年度より、原則として応募施設、団体口座への送金とさせていただきます。ただし、大学等の学校を通じて応募する場合や、事情により個人口座への送金が必要となる場合には、個人口座への送金もお認めします。

Q14)助成を受けた後、就職活動に取り組んだことの証明や、使途の証拠書類の提出の必要はありますか。

⇒使途に関する報告をアンケート等で提出いただきます(証拠書類等の提出は求めません)。

Q15)就職活動が思うようにいかなかった場合や、就職を見送った場合などは、助成金は返還しなければなりませんか。

⇒就職活動の成果は問いませんが、活動を実施することが必須です。また後日報告をアンケート等で提出いただきます。

○応募者について

Q16)応募者の「退所児童等支援事業所」とはどんな団体ですか。

⇒社会的養護のもとを退所した児童に対する支援に取り組む活動を行う事業所・団体等をさします(退所児童等アフターケア事業を実施する法人・団体(国庫補助)に限定しませんが、団体情報や活動実績をホームページで公表されていることが要件となります)。

Q17)申請者の「児童相談所等支援機関」はどんな機関をさしますか。

⇒児童相談所、児童家庭支援センターなどの公的な機関を想定しています。

○アンケートについて

Q18)就職活動後にアンケートに協力することになっているようですが、どのような内容ですか。

⇒アンケートでは、助成金の使途と就職活動の内容を含め、助成金の活用に係る内容をお伺いする予定です。なお、後日、本助成の成果の周知のために、就職活動の報告を個別に求める場合があります。